

建設委員会記録

開催日時 平成23年12月12日(月) 13:04~14:52

開催場所 第3委員会室

出席委員 9名

田中 惟允 委員長

奥山 博康 副委員長

太田 敦 委員

岩田 国夫 委員

国中 憲治 委員

辻本 黎士 委員

秋本登志嗣 委員

山下 力 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 大庭 土木部長

上田 まちづくり推進局長

石井 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

(1) 議案の審査について

議第59号 平成23年度奈良県一般会計補正予算(第7号)

(建設委員会所管分)

議第62号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(建設委員会所管分)

議第67号 ダム建設事業にかかる請負契約の変更について

議第68号 都市計画道路整備事業にかかる請負契約の変更について

議第69号 流域下水道事業にかかる請負契約の締結について

議第72号 奈良県西奈良県民センター及び大淵池公園の指定管理者の指

定について

(建設委員会所管分)

議第74号 国際奈良学セミナーハウス及び吉城園の指定管理者の指定に

ついて

議第75号 奈良県第二浄化センタースポーツ広場の指定管理者の指定に

ついて

議第76号 紀寺県営住宅ほか12団地及びそれらの共同施設の指定管理者の指定について

議第79号 県道路線認定について

報第26号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

(2) その他

〈会議の経過〉

○田中委員長 ただいまから建設委員会を開会いたします。

秋本委員が少しおくれるとのことですので、ご了解願います。

本日、当委員会に対しまして2名の方から傍聴の申し出があります。これを認めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

また、その後の申し出についても、さきの方を含め、20名を限度に許可することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように認めることといたします。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第書に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について土木部長、まちづくり推進局長の順に説明をお願いいたします。

○大庭土木部長 11月定例県議会の提出議案について、説明をさせていただきます。

「平成23年11月定例県議会提出予算案の概要」1. 平成23年奈良県一般会計補正予算案(第7号)でございます。政策課題別内訳1、紀伊半島大水害からの復旧・復興に

向けた取り組み、全体で186億円余でございますけれども、土木部、まちづくり推進局所管分としては、152億1,800万円を計上しております。これは、被災地域の迅速な立ち直り・回復や地域の再生・復興などに向け、被災箇所の復旧経費や土砂ダム対策、災害に強いインフラづくりを推進するための経費などでございます。

2ページ、紀伊半島大水害からの復興・復旧に向けた取り組み、(1)、被災地域の迅速な立ち直り・回復でございます。ア、道路等の応急復旧、土砂ダム対策ですけれども、公共土木施設災害復旧事業ですが、道路災害、五條市大塔町清水地区など171カ所、河川災害、五條市大塔町宇井地区など186カ所、砂防災害、御杖村土屋原地区など3カ所の復旧経費、76億2,800万円余の補正予算をお願いするものでございます。また債務負担行為につきましては、平成24年度から平成25年度まで、限度額152億1,000万円に変更補正をお願いするものでございます。

次に、直轄河川事業負担金ですが、これは、直轄砂防災害関連緊急事業として河道閉塞箇所の緊急工事を五條市大塔町赤谷地区など4地区で、また直轄河川等災害復旧事業を紀の川などで実施するために、合計13億2,800万円余の補正予算をお願いするものでございます。

次に、道路災害防除事業ですが、災害の再発防止を川上村伯母谷地区で実施するため、1億1,500万円余の補正予算でございます。

次に、砂防事業ですが、災害関連緊急砂防事業として十津川村重里地区ほか6カ所、災害関連緊急地すべり対策事業を十津川村折立地区ほか4カ所で、合計60億4,800万円の補正予算をお願いするものでございます。

4ページ、(2)、地域の再生・再興の災害に強いインフラづくりです。

まず、新規事業、災害に強い紀伊半島アンカールート整備検討事業は、今後の大規模災害に備え、緊急輸送道路網として紀伊半島アンカールートを形成する国道168号及び国道169号の整備を検討するために3,000万円、新規事業、道の駅の防災機能強化検討事業では、県内にあります12の道の駅について、地域の防災拠点としての機能強化を検討するために800万円、そして、新規事業、熊野川の総合的な治水対策検討事業では、国及び奈良県、三重県、和歌山県が一体となった熊野川の効率的、効果的な共同管理のあり方を検討するために3,000万円の補正予算をお願いするものでございます。

5ページ、(3)、安全・安心への備えで、監視・警戒・避難システムづくり及び深層崩壊のメカニズムの解明と対策研究ですが、新規事業、大規模土砂災害実態調査事業として、

紀伊半島大水害への対応状況、あるいは被害パターン等についての調査に3,000万円の補正予算をお願いするものでございます。

6ページ、6. その他、給与等改定に伴う減額ですが、人事委員会勧告に基づき、特別職及び一般職の給料等の引き下げを記載の内容で行うため、土木部、まちづくり推進局所管分につきましては、1,639万円の減額補正をお願いするものです。

7ページ、繰越明許費補正ですが、紀伊半島大水害からの復旧・復興に向けた取り組み、及びダム建設事業について、記載の金額の繰り越しをお願いするものでございます。一刻も早い復旧・復興に向けて、引き続き土木部、まちづくり推進局が一丸となって全力で取り組んでいく所存でございます。

次に、「平成23年度一般会計補正予算案その他」の121ページ、議第67号、ダム建設事業に係る請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、平成21年10月9日議決の大門ダム建設工事にかかる請負契約について、請負契約金額の変更について議決を求めるところでございます。工事名が大門ダム建設事業（ダム本体工事）です。請負者が大林組・中和コンストラクション・ゴセケン特定建設工事企業体、変更前の金額が、20億9,984万6,700円、変更後の契約金額が21億2,969万6,100円でございます。差し引き2,984万9,400円の増額でございます。今回の変更は、国の技術指針の改定によって貯水池周辺の不安定斜面の調査、解析について再検討を行った結果、ダム本体の上流右岸部の斜面に不安定化が懸念されることにより、ダム本体の保全を目的に地すべり対策工事を行うために増額変更を行うものでございます。

次に、138ページ、議第79号、県道路線認定について、道路法第7条第1項の規定に基づき議決を求めるものであります。認定路線名、中和幹線でございます。起点は桜井市慈恩寺、終点は香芝市穴虫です。本路線は、桜井市から橿原市、大和高田市、広陵町を通り香芝市へと至る県中和地域を東西に結ぶ主要幹線道路であります。現在工事中の香芝市下田工区の供用開始後は、全線がつながります。全線が開通することから、道路利用者への交通上の利便性及び災害時の統一的復旧の視点からも、県が一括管理すべく、県道中和幹線として新規路線認定を行うものでございます。

次に、139ページ、報第26号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について、損害賠償請求事件について6件ございます。内容につきましては、140ページから145ページにかけて記載をしております。それらは、宇陀・東吉野地域の

建設業者及び測量業者による談合によって生じた損害賠償金等の請求につきまして、訴訟の提起となりましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

以上で、土木部所管の平成23年11月定例県議会提出予算案の概要、平成23年度一般会計補正予算案その他の報告を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上田まちづくり推進局長 まちづくり推進局所管の11月定例県議会提出議案について説明をいたします。

「平成23年11月定例県議会提出予算案の概要」の8ページ、債務負担行為補正でございます。②指定管理者の指定に係る債務負担行為ですが、公の施設の管理を複数年、指定管理者に行わさせるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。まちづくり所管分につきましては、西奈良県民センター及び大淵池公園指定管理事業のほか3事業ですが、それぞれの記載の期間、限度額で補正をお願いするものでございます。個々の指定の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、議第62号、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例説明資料、1ページ、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例は、県から市町村への権限移譲に関し、定めたものでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行により、市町村へ権限が移譲されるため、規定の整備を行うものでございます。土木部、まちづくり推進局所管分は、土地区画整理法、都市計画法などに係る事務の規定の改正でございます。改正の内容につきましては、2ページから10ページにかけての新旧対照表に記載しております。

次に、「平成23年度一般会計補正予算案その他」の122ページ、議第68号、都市計画道路整備事業に係る請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、平成23年3月16日議決の中和幹線地方道路交付金事業工事にかかる請負契約、契約金額の変更について議決を求めるものでございます。工事名は、中和幹線（下田工区）の地方道路交付金事業（街路改良）工事、請負者名は、株式会社駒井ハルテック、変更前の契約金額、10億9,391万3,152円、変更後の契約金額は、11億4,896万7,750円でございます。5,505万4,000円余の増額になります。今回の変更は、主要な工事材料、鋼材類の価格の著しい変動によりまして増額変更をお願いするものでございます。これは単品スライド条項を適用したものでございます。

次に、123ページ、議第69号、流域下水道事業にかかる請負契約の締結について、工事名は、大和川上流流域下水道事業第2処理区第二浄化センター高段ポンプ棟建設工事、工事期間は、契約締結の日から平成26年3月20日まで、契約金額、23億7,734万1,750円、契約の相手方は、竹中土木・大鉄・木村特定建設工事共同企業体でございます。第二浄化センターに流入する下水道幹線は第2系統、葛城川幹線、葛下川幹線がありますが、おのおのの流入高が異なるため、各幹線ごとにポンプ施設を設置する必要があります。第二浄化センター建設時における初期投資を抑えるため、流入高が低い幹線の低段ポンプ棟を建設し、運転を行ってきたところでございます。その工事は今後、公共下水道の整備によりまして、平成26年度末には低段ポンプ施設の能力を超える汚水の流入が想定されますから、高段ポンプ棟の増設を行うものでございます。このポンプ棟建設によりまして、公共下水道の整備を促進し、大和川の水質改善を図ってまいります。

次に、127ページ、議第72号、奈良県西奈良県民センター及び大洲池公園の指定管理者の指定についてでございます。くらし創造部において所管する西奈良県民センターとまちづくり推進局において所管いたします大洲池公園を一体として指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。指定の相手方は、青垣協同組合グループ、指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3カ年間となっております。なお、当該指定管理者につきましては、文教くらし委員会におきましても審議をお願いしているところでございます。

次に、129ページ、議第74号、国際奈良学セミナーハウス及び吉城園の指定管理者の指定についてでございます。指定の相手方は、関西美建・今西酒造グループ、指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3カ年間となっております。

次に、130ページ、議第75号、第二浄化センタースポーツ広場の指定管理者の指定についてでございます。指定の相手方は、サンアメニティ・Real Style共同事業体、指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3カ年となっております。

次に、131ページ、議第76号、紀寺県営住宅ほか12団地及びそれらの共同施設の指定管理者の指定についてでございます。指定の相手方は、近鉄住宅管理株式会社、指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5カ年間となっております。

以上で、まちづくり推進局所管分に関します11月定例県議会提出議案の説明を終わら

させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項につきましては後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしということでございますので、続きまして、付託議案について、委員の意見を求めますので、ご発言をお願いいたします。

○太田委員 付託を受けました議第59号の中に、一般職員の給与の引き下げの問題が記されております。公務員給与の引き下げが民間給与の引き下げの圧力となって、さらなるワーキングプアの拡大と内需の冷え込みを招いて、地域経済の破綻を引き起こしかねない考えから、議第59号は反対、そして議第76号も、県営住宅の指定管理者制度は、そこにお住まいの皆さんに十分なサービスの保障ができるのかどうか、それについて非常に大きな懸念を持っておりますので、これについても反対をいたします。他の議案については賛成です。

○田中委員長 ほかにご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

議第59号中当委員会所管分及び議第76号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第59号中当委員会所管分及び議第76号については、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第59号中当委員会所管分及び議第76号については、原案どおり可決することに決しました。

続いて、お諮りします。

残余の議案の採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第62号中当委員会所管分、議第67号、議第68号、議第69号、議第72号中当委員会所管分、議第74号、議第75号、議第79号及び報第26号については、原案どおり可決または承認することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、以上の議案9件については、原案どおり可決または承認することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

はじめに、陳情3件が提出されていますので、ご了解願います。

次に、土木部長から奈良県紀伊半島大水害復旧・復興に向けた取り組みについてほか4件、まちづくり推進局長から新県立奈良病院へのアクセス道路の整備についてほか2件について報告したいとの申し出がありますので、土木部長、まちづくり推進局長の順に報告願います。

○大庭土木部長 それでは、土木部から5点報告をさせていただきます。

まず、報告1、奈良県紀伊半島大水害復興・復旧に向けた取り組みについて報告をいたします。18ページ、1、被災地域の迅速な立ち直り・回復、(1)、道路等の応急復旧、土砂ダム対策でございます。こちらについては、年末を目標に応急復旧、2次災害を防ぐための土砂災害対策などを進めているものでございます。内容につきましては、18ページから19ページに記載のとおりです。

次に、23ページ、2、地域の再生・再興でございます。先ほどの応急対応ですけれども、2は今後の復旧・復興ということで、地域の再生・再興でございます。(1)は、災害に強いインフラづくりで、方向性として希望が持てる紀伊半島への復興を目指した災害に強いインフラの復旧・復興に向けた取り組みを進めており、その方針は、紀伊半島アンカールートの整備、土砂災害への恒久対策、河道整備、災害に強い森林づくり、災害に強い防災ネットワークづくり、そして24ページ、災害の種別に応じた防災システムの構築です。これらの取り組みを実現していくために、国の制度の積極的な活用、国直轄事業を活用した大規模事業の実施や激甚災害の指定を最大限活用し迅速な復旧と、復旧・復興の目標や取り組みを見えるようにしていこうということ、そして、県庁全体でもチームをつくってやっておりますが、大規模・複合的な災害箇所では、その箇所ごとのチームをつくって進めていこうという取り組みを進めております。大規模な複合的な災害箇所は、8

箇所ですけれども、災害集中地域における具体的な内容は、ページを記載しておりませんが、報告1の、後ろから5枚目以降に列挙しております。

25ページ、新しい集落づくりについて、地元住民の方々や、被災した市町村とも集落の将来像をよく話し合って、災害に強く、希望の持てる地域を目指して、安全・安心で住み心地がよく、地域のコミュニティーが維持されるような集落づくり、地元で働き口があって自立でき、交流が促進され、人々が集まるような集落づくりを目指していきたいと思っております。集落復興に向けた調査など、速やかに事業を進めさせていただきたいと思っております。

次に、29ページ、3、安全・安心への備えでございます。1つ目は監視・警戒・避難のシステムづくりです。情報伝達、避難体制の整備に向けた監視・警戒・避難検討会を奈良県が設置運営し、国土交通省、和歌山県、三重県及び有識者の参画により、新たなシステムの検討を進めたいと思っております。

次に、(2)、深層崩壊のメカニズム解明と対策研究ですが、国土交通省と有識者が参加した研究体制を構築し、多発した土砂ダム、大規模崩壊状況の把握、土砂ダムや大規模崩壊のメカニズム解明、そして深層崩壊の対策研究の推進を、国土交通省等と連携をして進めさせていただくものでございます。

以上が、報告1、紀伊半島大水害復旧・復興に向けた取り組みのご報告でございます。

次に、報告の2は、平成23年度予算公共事業の主な事業箇所の事業費の変更について(中間報告)でございます。この報告は、予算づけの目的や内容及び執行段階での透明性を高めることを目的に、平成23年度当初予算及び6月補正予算の発表時に、公共・建設事業のうち主な事業箇所となる147箇所を公表しております。今回、11月末時点で公表させていただいている147カ所のうち事業費が3割以上増したものの、あるいは3割以上減ったもの12件について、変更前後の事業費及び変更理由を中間報告させていただくもので、平成23年度当初予算及び6月補正予算の総事業費について変更はございません。

まず、2ページは事業の促進のため、前倒しをして事業を進めるものでありまして、例えば補助道路整備事業、国道165号脇本道路については、用地買収が促進したため、工事を前倒しするために事業費を増額したものでございます。その他、記載のとおり事業でございます。

次に、3ページ、2.現場条件に応じて、事業費の増額が必要になったものです。補助砂防事業、宇陀市芝生中山川については、推定岩盤線が当初想定位置よりも深かったため

に、底まで対策をする必要があったために設計の見直しと工事費の増額が必要になったものでございます。その他の案件は記載のとおりです。

次に3は、事業を進めるに当たって、事業費についてコストの削減などが進み、より減額が可能となったものでございます。また4は、地元調整等がうまくいかず、事業が進むことができずに、減額をして事業を先送りせざるを得ないものでございます。

報告の2は以上でございます。

次に、報告の3、リニア中央新幹線の最近の動向についてですが、リニア中央新幹線につきましては、奈良市付近を主な経過地として、本年5月に整備計画が決定され、国土交通大臣よりJR東海に対して建設指示が出されています。建設主体であるJR東海は、東京―名古屋間を先行して建設し、ルートや駅位置などを決定するための環境影響評価の手続を進めております。その後、本年11月11日にリニア中間駅設置予定6県による、中間駅の費用負担に関してJR東海に申し入れを行い、同じく同月21日にJR東海と協議があり、費用負担の考え方が提示されました。別紙1は中間駅設置予定6県による申し入れ書、別紙2が、本年11月21日にJR東海から示されたものでございます。1ページには、建設費負担について従来の考え方を転換することといたしますと書いており、2ページ、当社の費用負担により中間駅を建設することといたしますと記載されております。これは、環境アセスメント、環境影響評価が計画されている名古屋市までだけでなく、大阪市まで適用されるというものでございます。

次に、主要ターミナル駅の建設費用はJR東海が負担し、中間駅建設費用は地元負担だと言われており、それに対して本県は、不公平感があると主張してきましたが、今回のJR東海の提案は大きな前進でございます。しかし、別紙2の3ページ、②県全体の発展につながる施設の整備の下線部には、地下駅となる神奈川県には、地下駅の特殊事情を踏まえ、駅部分の建設用地及び地下の余剰スペースの活用を協力をお願いしたいと存じます。という記述もあり、地下駅については、自治体に対して地上部の建設用地や地下の余剰スペースの活用などが提案されています。今後とも引き続きJR東海とも協議を行っていきたいと思っております。また県といたしましては、大阪までの早期の全線開業と奈良市付近への駅設置の早期推進について、国やJR東海に引き続き要請をしていきたいと思っております。

以上が報告3、リニア中央新幹線の最近の動向でございます。

次に、報告の4、奈良中心市街地における秋の交通対策についてでございます。まず、

1. 今秋の来訪交通の状況の(1)来訪者の交通手段ですけれども、春に比べて、公共交通を使う方が10ポイント増加しました。次に、(2)の中心市街地の交通状況ですけれども、流入交通量は春に比べて減少をしております。

次に、2. 交通対策の実施状況及び考察ですが、1つ目のパーク・アンド・バスライドの利用状況です。奈良西中町駐車場は平城宮跡のイベントが中止になったために、春に比べて利用者が減っております。一方で、奈良北奈良阪駐車場ですけれども、209台とか162台置いた日も見られました。これは、登大路駐車場が満車になった場合に、奈良北奈良阪駐車場で受け入れを行った、その機能が今回発揮したことがわかりました。今後は、アンケート調査を検証してまいりたいと思っております。

次に、一日道の駅を、奈良西中町駐車場で2日間行いました。天候が悪かったのですが両日とも約2,000人で、各店舗とも商品を補充したり、ほぼ完売ございます。地元中高生による青空コンサートは、大変盛り上がったところでございます。今後は、利用者のニーズ分析を行って、この冬、地元及び奈良市、県などから構成される中町拠点整備推進協議会において道の駅的な施設の構想を議論する予定でございます。

(2)バスでの周遊促進策について、①番の奈良公園ぐるっとバス、県庁を出発して奈良公園の中をぐるっと回って戻ってくるバスですけれども、春に引き続き、非常に好評でございました。ただ、②番の観光拠点間周遊バスや木簡型一日フリー乗車券につきましては、春に比べて利用者が少なくなっております。アンケートを実施しておりますので、分析を深めたいと思っております。

(3)県営大仏前、高畑駐車場の観光バス予約制につきましては、大きな渋滞が発生しておらず、いろいろな意見を踏まえ、実施方法を改善しながら継続実施してまいりたいと考えております。

報告4は以上でございます。

次に、報告5です。大滝ダムの試験湛水実施についてでございます。大滝ダムは、平成15年の試験湛水中に川上村白屋地区で亀裂現象が発生し、国土交通省による貯水池斜面の地すべり対策工事が進められてきました。県民の皆様にはご心配をおかけしておりましたが、川上村白屋地区の地すべり対策工事は平成21年2月に、そして川上村迫地区もことし3月に地すべり対策工事が完了し、川上村大滝地区についても押え盛土工や鋼管杭工が先月をもって完了をいたしました。一方で台風12号の豪雨を受け、川上村迫地区で大きな斜面崩壊が発生し、大滝ダムの貯水池斜面にも土砂が流れ落ちる状況となりました。

これを受けて、国土交通省でも安全点検をしておりましたが、県といたしましても、国土交通省に対して大滝ダムの十分な安全点検の実施につきまして強く要請したところ、参考資料の1ページのとおり、国土交通省において実施していた、斜面監視や挙動観測機器による地すべりの監視体制に加えて、臨時点検の実施、専門家による調査の実施、観測機器の追加配置など、3つの視点からさらなる緊急の安全点検を実施し、貯水池周辺の安全を確認したという報告がございました。

試験湛水につきましてですが、国土交通省によりますと、平成23年12月15日を開始日として、過去に安全性を確認している水位の、286メートルから開始し、安全を確認しながら1日1メートルずつ水位上昇させることを限度に、サーチャージ水位の323メートルまで上げ、その後、1日1メートルずつを限度に水位を下げ、最低水位の271メートルまで水位を落として、試験湛水を完了させる予定であると聞いております。気候条件等の影響はあるものの、順調に進めば、平成24年6月下旬には試験湛水は完了になると聞いております。県といたしましては、安全な試験湛水の実施はもとより、治水上、地元関係住民や紀の川流域の住民の安全な生活に直結するダム供用のための操作規則等の作成に向けた協議など、河川管理部門を中心に、住民の安全・安心の確保、早期のダムの供用開始の実現を引き続き国土交通省に求めていく考えでございます。

以上が報告5の説明でございます。

以上をもちまして、土木部の報告事項5件の報告を終わらせていただきます。

○上田まちづくり推進局長 引き続きまして、まちづくり所管の報告3件を報告させていただきます。

まず1つ目として、報告の6、新県立奈良病院へのアクセス道路の整備についてでございます。アクセス道路につきましては、円滑な緊急輸送や災害時における代替性を確保するため、複数の方向からアクセスを想定しております。また、新県立奈良病院の配置計画と整合させる必要があるため、配置計画の検討とあわせてアクセス道路の検討を進めております。具体的には、奈良方面からは新県立奈良病院の西側を南北に通過する4車線の県道枚方大和郡山線から病院敷地の西側に入るアクセスを考えております。もう一方、2つ目といたしましては、東側の大和郡山市街からは、現在整備中の都市計画道路、城廻り線及び県道枚方大和郡山線の柳町工区を経て病院敷地の南側に入るアクセスを確保しようと計画をしております。また、病院敷地を分断しない有効な土地利用及び有効な医療環境を確保するための計画としております。これらの考えのもと、新たに整備する予定のアクセ

ス道路を赤の点線で示させていただいております。病院敷地の南側に位置する2車線で整備される県道枚方大和郡山線から富雄川沿いの4車線の県道枚方大和郡山線に接続するルートを考えておまして、一部の区間を地下構造にする計画としております。

次に、現在事業を進めている県道枚方大和郡山線の柳町工区と都市計画道路、城廻り線についてでございますが、これらも大和郡山市市街地から新病院への重要なアクセス道路と考えておまして、早期に供用できるよう鋭意事業を進めているところでございます。

以上が報告6でございます。

続きまして、報告の7、(仮称)奈良公園基本戦略の策定についてでございます。奈良公園は1880年、明治13年の公園開設以来、整備、拡張などの変遷を経てまいりましたが、貴重な歴史、文化遺産等、自然の資源、周辺の市街地や寺社とのバランスが保たれ、我が国を代表する公園として国内外の多くの人々に利用されているところでございます。

これまでも公園を訪れる方々に安心して散策していただけますよう各種整備を行ったところでございますが、一方で、奈良公園やその周辺に点在する老朽化した県有施設や活用が図られていない県有地などの問題がございます。奈良公園全体のさらなる魅力の創出や各種サービスの充実、移動環境等の整備が求められている現状でございます。今年度、奈良公園室を設置いたしまして、整備、管理、観光、イベントを総括して実施することとしておまして、今後、奈良公園全体の基本的な考え方や方向性を取りまとめる(仮称)奈良公園基本戦略を平成24年2月を目途に策定をする予定としております。策定に当たりましては、あらかじめ整備検討部会を開催し、あわせて寺社等関係機関との調整も行いながら、奈良公園地区整備検討委員会において幅広い見地からさまざまな意見を伺い、進めているところでございます。(仮称)奈良公園基本戦略につきましては、世界に誇れる奈良公園を目指し、今後重点的に取り組む施策などを保存、利活用、取り組み体制という柱立てで考えているところでございます。先月11月24日に検討委員会を行い、奈良公園や周辺における現状の課題を整理し、平成24年2月議会にご承認いただくべく、今後展開を図っているところであります。

以上で報告7について終わらせていただきます。

次に、報告の8でございます。(仮称)奈良県住生活ビジョンの策定についてでございます。奈良県住生活ビジョンが、奈良県の住宅・住生活において特に重点的に取り組む必要がある5つの重点課題について、その課題解決に向けた方針を体系的に取りまとめるものでございます。5つの重点課題、これは2ページですけれども、1つ目としまして住宅

市街地の活性化、2つ目、リフォーム市場の活性化、3つ目としてまちづくりにつながる住まいづくり、それと4つ目として木材利用の促進、5つ目として公営住宅のあり方についてでございます。現状や課題について、記載しておりますけれども、具体的な施策の検討を行い、奈良県の住宅・住生活の維持と向上につなげてまいりたいと考えております。

策定のスケジュールにつきましては、取り組むべき施策を検討し、関係各課等と調整を行い、また有識者等による検討委員会を開催して、平成24年6月議会において策定案をお示ししたいと考えております。その後パブリックコメントを経まして、平成24年9月を目途に策定したいと考えているところでございます。

以上で報告8を終わらせていただきます。

まちづくり推進局所管の報告事項をこれで終わらせていただきます。以上です。

○田中委員長 ただいまの報告及びその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○太田委員 4点にわたって質問させていただきます。

まず、大滝ダムの問題についてでございます。これは、先般、日本共産党の今井議員が一般質問でも行いましたけれども、今回の台風12号の豪雨により、川上村迫地域では大変な土砂崩壊が起こっております。試験湛水は非常に問題があると考えておりますけれども、大滝ダムの建設ですが、1962年から取り組まれ、2003年には試験湛水が行われましたけれども、上流地域で家屋の壁や道路に亀裂が生じていることが判明して、試験湛水は中断されました。この大滝ダムの歴史については、もう既に3世代にわたる大変長い取り組みになっております。この間、住民の反対運動など盛んに行われました。現在住んでいる地域の皆さんや県民の中からも記憶が薄らいでいき、多くの記録が散在して、大滝ダムのことを個人がまとめるのは大変な状況でございます。行政としてこの記録をしっかりと残すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そして、2点目でございます。土砂災害の問題ですが、奈良県で8,186カ所ある土砂災害危険箇所のうち、砂防堰堤などが行われているのが21%で、まだまだ対策がおくれています。さきの予算審査特別委員会で、この対策を一気に進めるのは難しいですので、例えば空中撮影により深層崩壊が起こる原因となるクラックを見つけることが可能ではないかと提案をさせていただきました。その際には、空中写真で深層崩壊が発生した過去の箇所の判読などは可能ではあるけれども、発生のおそれのある斜面を事前に特定することについては今後の課題でございました。その後調べましたら、国土地理院におかれまして、

高度分解の衛星画像・GISを使用した画像の管理を行うというような取り組みが進められているのがわかりました。この分野は、日進月歩で進んでいることが調べていく中でわかりましたが、今後は、深層崩壊が起こる前に、経年的に地面の測定をして、その変化を早期に発見できないか、その取り組みについてどのように認識されているのか、お伺いをしたいと思います。

3点目でございますけれども、6月定例会の一般質問で、高田川の水害対策の問題について質問させていただきましたが、その後、地元の中でお話を伺わせていただいておりますのは、実は高田川だけではなく、例えば土庫川のほか、合流地点に水が集中し、その場所で勾配が緩やかであるため、いつとき水で水害が起こっていると報告を受けたところでございます。河川の管理などの問題もこれから求められてくるかと思っておりますけれども、こうした浸水常襲地域以外での対策について教えていただきたいと思っております。

そして最後に、住宅の問題でございますけれども、県営住宅の問題におきましては、今回、奈良県住生活ビジョンについて、上田まちづくり推進局長からご説明がありました。現在の状況については、所得格差の拡大により、所得の低い方が増加している。あるいは、県平均を大きく上回る県営住宅の入居者の高齢化率の問題とか、収入部位が最も低い地域が全体の8割以上であるとか、さまざまな現状が示されていますが、まさにそのとおりでなと思っております。この新しいビジョンがこれから提案されると思っておりますけれども、例えば、お一人でお住まいの高齢者が入居できなかつたり、耐用年数が過ぎていなくても空き家になっているものがあることへの対応や、入居倍率が高くて何度も申し込んでも入ることができない現状がございますけれども、県営奥田団地も老朽化が激しいですが、今後について、お聞かせいただきたいと思っております。

○大淀河川課長 太田委員から、2点ご質問がございました。

まず、大滝ダムについて、歴史や記録を残すべきではないかというご質問でございます。ダムのような大規模な工事をしたときには、通常、建設の主体におきまして公式記録という工事誌が作成されるところでございます。この工事誌につきましては、ダムが計画された背景であるとか地域の状況、計画策定、関係機関や地域との交渉、また実際の工事内容や事業費といったものが正確に記録されるものでございます。後にその歴史を調べたり、同じような工事をするに当たって、貴重な資料になるところでございます。大滝ダムの建設工事につきましても、国土交通省において工事誌が作成されると考えておるところでございます。作成におきましては、委員お述べの川上村白屋地区の地すべり対策工事、また、

それに伴う裁判の経緯などにつきましても記録がなされるように求めていきたいと考えているところでございます。また、こういった工事誌につきましても、必要なときに多くの方が見られるよう、関係自治体等にも広く配付していただくように、あわせて求めていきたいと考えておるところでございます。

もう1点、土庫川の浸水常襲地域以外での取り組みについてご質問がございました。土庫川は、浸水常襲地域ではございません。どういう対策をしているかとなれば、例えば堆積土砂のしゅんせつ等をしておるところでございます。ただし、堆積土砂のしゅんせつは要望も多く、すべてを実施することは困難でございます。そこで、平成19年に河川維持管理指針を策定しまして、河道がおおむね1割以上阻害されておる場合に、また阻害率をみて緊急性の高いところから堆積土砂をしゅんせつをしておるという状況でございます。土庫川につきましては、大和高田市材木町と藤森につきまして、今年度堆積土砂の除去を予定しているところでございます。

○水本砂防課長 土砂災害対策としての衛星画像の利用についてのお尋ねでございますけれども、深層崩壊などの大規模土砂災害については、深層崩壊のメカニズムの解明が必要であって、本県の復旧・復興の取り組みの大きな柱と位置づけているところでございます。さらに国、奈良県、和歌山県、三重県の復旧・復興合同対策会議においても、3県から国に対して共同提案を行ったところでございます。今後、県としましても、紀伊半島大水害の降雨パターンや崩壊斜面の分析など、崩壊状況の把握のために実態調査を実施しまして、そのデータを活用し、国土交通省や学識経験者などと連携をしまして、深層崩壊のメカニズムの解明を進めていきたいと考えております。

なお、衛星の利用につきましては、国土交通省におきまして、Xバンドレーダーによる高性能雨量監視・浸透センサー・衛星画像による崩壊箇所の規模の早期把握などの情報を関係機関や住民に提供しまして、早期の避難を支援する大規模崩壊監視警戒システムの構築が検討されております。その中で、深層崩壊の発生場所や規模の早期把握に利用されると聞いております。県としましても、これらの成果を活用しまして、大規模土砂災害に対応可能な監視・警戒・システムの確立にも取り組んでいきたいと考えております。

○奈良住宅課長 まず、県営奥田団地について申し上げますと、平成23年3月末現在で合計430戸保有しております。このうち入居戸数は241戸ございまして、空き家戸数は189戸という状況でございます。この県営奥田団地につきましては、平成26年度末ですべての住戸が耐用年数を経過することになっており、県営住宅全体でも約1,400

戸、約17%が耐用年数を経過することとなっております。これらの住宅につきましては、老朽化が進んでいるものと認識しております。県といたしましては、県営奥田団地を含めまして、すべての県営住宅につきまして、先ほど、まちづくり推進局長から報告いたしました、奈良県住生活ビジョンの中で、市町村住宅もありますが、公営住宅のあり方を重要な課題の一つと位置づけまして、現在議論をしているところでございます。住生活ビジョンの公営住宅のあり方では、県営住宅の現状の把握、需要の分析、社会的役割の変化や市町村営住宅との役割分担の議論を踏まえまして、委員ご指摘の空き家修繕の促進によるストックの有効活用や団地の統廃合、建てかえなどにつきましても、今後の県営住宅の方針や計画案を取りまとめた上で、県営住宅の適切な供給を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○太田委員 それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。

まず大滝ダムの歴史につきましては、国で作成をされて、そして関係市町村にも配付をされることで、先ほどのご答弁の中でも、できるだけ多くの方に見ていただくことが大切だとおっしゃられておりました。それは非常に大事だと思いますが、例えばこういった文献を地元の図書館に置くとかして、行政職員を介さずに、見たいときに見れるという取り組みも必要だと思いますけれども、そういうことも考えておられるのか、その点について再度お尋ねしたいと思います。

そして、土庫川につきましては、浸水常襲地域ではないということですが、水つきの問題があるので、堆積土砂の除去が、根本的な水つき対策につながるかどうか、堆積土砂の除去を見て、確認したいと思いますので、まずはできるところから取り組みを進めていただきたいと思います。

3点目の土砂災害対策の問題で、既に衛星画像等を利用し、さまざまな取り組みが進められていることが分かりました。先ほど、早期に避難支援をするお話がございましたけれども、災害の直前や直後の状況を、災害対策に反映することが進められていると解釈して良いのか、その点について、再度お尋ねをしたいと思います。

県営住宅の問題につきましては、要望もあわせて今後取り組みを進めていただくことでございましたので、今後ともこの計画をより充実させていただきたいと思っております。

再度質問させていただいた点について、もう一度ご答弁よろしく願いいたします。

○大野河川課長 関係自治体などに広く配付したいので、国に申し入れをしていきたいと思っております。その中で図書館等にも配置が可能かどうか、同じように国に申し入れていき

いと考えております。

○水本砂防課長 早期に警戒避難するためのシステムができているかというお尋ねでございますけれども、今後国土交通省において、高性能の雨量観測、例えば、今まで1キロメートルメッシュで雨量を観測していたものを、250メートルメッシュで雨量観測ができますとか、伝達時間が今まで5分から10分かかっていたのを、1～2分で雨量情報が瞬時に情報が伝わるシステムが、これから国土交通省で構築される計画であると聞いておりますので、県としましても、それぞれの成果を活用して、県の警戒避難システムに活用していきたいと考えております。以上でございます。

○太田委員 それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。ぜひとも取り組みを進めていただきますようによろしく願いいたします。以上で終わります。

○田中委員長 次の質問の方おられますか。

○山下委員 まず、報告8、住生活ビジョンの策定についてお聞きします。2ページの4番、木材利用の促進でございます。骨子ですから、これから検討をされるということで、細かいことは聞きません。ただし、現状について、奈良県産材は価格が高いといいながら、課題の中で、県産材の認証システムの確保となっております。そうすると、県産材は高いから需要が少ないと言いながら、認証制度をしたら安くなるのですか。逆に認証制度は、県産材がいい木材だということで、値打ちを上げていくものではないのかと思います。値段が、高い安いにどう影響するのか、骨子の段階でもわかりませんので教えてください。

それから、このビジョンの策定にかかわって、12月に専門家による検討委員会が発発すると思います。平成24年6月に中間報告、平成24年9月にビジョンの中身について県議会に報告することになっております。その大きなかぎは、県営住宅及び市町村住宅が握っていると思うのです。公営住宅は、県営住宅にしる、市町村営住宅にしる、非常に入居希望者が多く競争率が高い現状があります。その一方で、老朽化しており、5年後には耐用年数が1,500戸ぐらい経過します。この問題は、県単独で県営住宅の検討だけで済むものではないと思うのです。これは県下全体の住環境の問題であり、市町村営住宅、改良住宅も含めまして、現状はどうあって、市町村がどういう考え方に立っているのかを、こんな短期間にいかに専門家であっても、公営住宅の検討すら十分にできるのか疑問です。とりわけ市町村の公営住宅の9割は、かつて同和対策事業として建てられた住宅で、現在は一般住宅として管理運営するようになっていますが、市町村の財政力から見て、建てかえ等が本当に可能なのかと思います。そこのところは全部おろそかにして、進んでいくの

かなと心配するのです。公営住宅のあり方については、パブリックコメントはともかくとして、とりわけ市町村との整合性をどうつけていくのか、市町村の住環境に対する個々のプランが、この専門家による検討委員会の中で検証されるのか教えてください。

○奈良住宅課長 仮称奈良県住生活ビジョンの策定の課題のうち、木材利用の促進を掲げさせていただいております。ご指摘の奈良県産材は、値段が高いということが、県産材利用の妨げになっているという認識をお示しさせていただいております。県産材を活用していただくためには、値段が明確でないことがあり、価格情報を客観的に明示することが今後重要と考えております。

また、県産材の認証制度でございますが、農林部での制度があり、その概略は、含水率とか、木材の強度等、品質が良いものを認証するものであります。もう一方で、強度に関係がなく、単に奈良県産材であることの証明をする方法があり、現在、住宅エコポイントならプラスでは、奈良県産材を使っていたら補助する制度も設けておりまして、さらにも奈良県産材の証明制度が今年度からも始まった次第でございます。特に認証材を使ったら、直接奈良県産材の価格が安くなることにはつながりません。品質がよいものを推奨するのは当然のことですが、まずはエコポイントの補助制度の中にもありますように、県産材を使っていたくところからはじめて、ネックとなる価格についても推奨したいと考えております。

それから、公営住宅のあり方をビジョンに掲げさせていただいております。委員ご指摘のように、平成24年6月に中間報告させていただいて、平成24年9月に策定する予定をしておりますけれども、公営住宅のあり方については、非常に重たいものだと痛感しております。特に市町村公営の住宅と県営住宅と同格になっております。法律上も同格になっておりますので、県営住宅だけひとりよがりと考えて決めても、市町村営住宅も一緒になっていかなければと考えております。本年11月7日に、市町村サミットがございまして、市町村営住宅の管理の問題とか、家賃の回収とかの問題につきまして、共同化の方向で検討できないかご提案しております。特に市町村営住宅も建物が老朽化していく中で、管理がうまくいっていないことを痛感していることを踏まえまして、ご提案申し上げているのです。いわゆる公営住宅全体のあり方を県だけで考えるのではなく、市町村も含めた協議会を設けておりますので、その中でサミットで提案した内容を協議していこうと考えております。当然県営住宅のあり方もビジョンの方で検討していることですので、それも含めまして、並行して市町村にも情報を出して、まとめていきたいと考えております。どこ

まで細かく県営住宅なり、公営住宅のビジョンを出せるかは非常に難しい問題ですので、できるだけ細かく出せる方向で考えたいと思っております。以上でございます。

○山下委員 住生活ビジョンについては、いい分析をして、いいビジョンを出していただけるよう希望を申し上げておきます。

木材利用促進の問題ですけれども、吉野杉といってもピンからキリまであります。同じ村で育成している杉でも、日当たりのいい場所で育った杉と日当たりの悪い場所で育った杉とは値段が違うが、育ちぐあいが違う杉を、同じ奈良県産材の杉として扱うことはいかかなものなのかと思えます。木材住宅を促進することが、県産材を使えというより優先しなければ、結果として縄張り争いで後手後手に回っていくのではないかと危惧しているのですけれども、また教えてください。終わります。

○田中委員長 次の質問どうぞ。

○岩田委員 大庭土木部長にお尋ねます。奈良県の建設業界から、入札制度に対していろいろ意見を聞いております。入札制度は、談合防止などを背景として変わってきたわけですけれども、現在の入札制度を見ておきますと、全業者にできるだけ入札に参加できる機会を与えたいということで、奈良県内の7つある土木部事務所の枠を取って、県内は1つでやっておられると思えます。奈良県では、予定価格と最低制限価格といえますか調査基準価格を事前に公表しておられます。技術力の向上をよく理事者から言われるわけですけれども、技術提案の他にも持ち点として、奈良県発注の工事实績とか、企業の工事成績や配置技術者の施工経験で加点しておられます。近畿府県では、国土交通省、農林水産省を含めて予定価格等を事前に公表しているのは奈良県だけと思えます。

何で聞くかと言いますと、積算するのも技術者の技術能力です。この発表のやり方は積算の能力や技術は要らないわけです。必死でやっているところは、国土交通省、農林水産省は、いろいろな関係があって積算する必要があるが、この間まで知らなかったのですけれども、その積算ソフトも200万円ぐらいする。しかし、この200万円の積算ソフトもなかなかついていけないから、また買いかえないといけない。ところが、奈良県では予定価格等を事前に公表しているので、その必要がありません。総合評価の技術提案も、良いセールスと思って提案しても、なかなか点が取れない。発表結果を見たら、自分の会社が一番良い点数だけれども、持ち点がないから合計したら取れないので、これではとてもやっていけない状況です。そして、格付けのA1グループ、Aの技術者の数の変更でも、奈良県の格付基準の資格の中の上位ランクでいくと、技術職員を何人以上雇わなければな

らないか。ところが、年に一度も仕事が当たらないので、会社を経営していけない。先日
も、1件廃業がありました。借金のある人は倒産に追い込まれる。借金のない人は早目
に、廃業しています。しかし、何としても受注しなければならないので、提案するのに自
分の会社の能力ではとれないから、技術提案の作成を請負業者に頼み契約をしたとい
うことを聞きました。受注できれば何%。できなくても、この提案をするのに1件当たり何
万円。この実情を見ていたら、奈良県のいう技術力の向上にも何もならないのです。国
土交通省、農林水産省や政令指定都市とかの近畿の状況を見てみると、受注した会社は逆
持ち点がマイナス1点とするなど、一社でも多く受注できるようにしています。奈良県は、
受注業者にいくらでも実績がつくようになっています。

その点は、大庭土木部長、わかっておられたら答えていただきたいけれど、入札の係と
か技術管理課は関係が全てありますけれど、その提案に対して勉強しようと思っても、発
表もしない。何がどうなっているのかわからない実情があります。はっきり言って、発表
してほしい、どうしても勉強していかなければならない、いつまでたってもわからない。
ところが、それもしないで、ただ数字だけでやっていたのでは、奈良県の土木業界が、ど
うなっていくのか心配しております。私は、天理市選出の議員でありますけれど、建設業
界の選出でもあるといつでも思っていますから、きょうの思いは今の建設業界の声なので
す。その点、どういうぐあいに考えておられるのか。まず答えていただきたい。

○大庭土木部長 ただいまご質問がありました、奈良県発注の方法等でございます。委員
おっしゃるように、奈良県では予定価格及び最低制限価格を公表しております。他の県で
も1県だけ、最低制限価格を選考している県があると承知しております。また、いずれに
しても、技術能力の評価というものが非常に重要だという認識になっておりまして、これ
につきましても、総合評価落札方式などの運用の中でやらせていただいているところでご
ざいます。まずはそういう形でお答えさせていただきます。

○岩田委員 今、答えていただいたのは、やっている方法を聞いているのです。最低制限
価格と、あと1県と言われましたけれど、前々から言っていますけれど、なかなかそうい
うことをしようとしません。今言われたように、技術向上という話。総合評価落札方式であ
っても、技術提案を請負に出して、それを持ってきていたとしたら、予定価格も最低制限
価格も発表していたら、技術力の向上も何もない。そして、とったらその会社の実績です。
それで、本当に奈良県の建設業界の業者のことを考えているのであれば、みんなに公平に
回るように、とったところにマイナス1点をつけるなど、政令指定都市や各都道府県でや

っている例があるわけでしょう。何度言っても、そういう方向へ向いて行かない。急にこの場で資料を提出してくださいといかないから、過去5年間の奈良県の資料を全部出してほしいと言いましたけれど、その資料、みんなに出してくれ。だれが何点とっているかは、見たくもないけれど、事実と言ったら、理事者がわかると言って言っているのですが、大庭土木部長の話では、考え直すとかその方向で進めていくとか、これは実行しようと思っ
ているとか、そういう話は一切ないのですか。

○福嶋技術管理課長 技術提案を他企業に請け負わせているのであれば、技術力向上につながるのではないかと、というご指摘なのですが、総合評価落札方式、技術提案については、基本的に各企業が独自に提案したものとまず考えております。技術提案の履行能力については、設計金額がおおむね3億円以上の総合評価については、配置予定技術者から工事の理解度についてヒアリングを行います。そして、その中で本当に身についた知識や理解となっているのかどうかを確認しているところでございます。確認ができなければ、評価の減点を行っております。さらに受注後においては、技術提案の履行の確保を義務づけております。施工途中や完了検査の段階において確認しております。これにより一応品質確保が図られているものと考えておりますが、万一履行を確認できなければ、工事成績評定点の大幅な減点を行っておるところでございます。これを通して技術力の向上につながることをできると考えているところでございます。

それと、総合評価の通知でございますけれども、開札後、各評価項目の評価点を公表しておりますし、技術提案ごとに丸、パーで加点したのかも公表しているところでございます。近畿地方整備局の改正と連動して行っておりまして、技術提案の丸、パーの公表というのは、近畿圏内においても本県だけでございます。そういう意味で、近畿の他府県に比べても比較的透明性が確保されていると考えているところでございます。以上です。

○岩田委員 福嶋技術管理課長の言っている話を聞いているのと違う。実際技術提案を他に請け負わせている事実があるのです。それともう一つ、みんなに満遍なく受注できるということで、他では、工事を取った業者に持ち点を1つ下げるとかしている。それに今後、奈良県の南部地域で災害復旧工事が出て、北部地域での工事が減ってきたら、実際には、北部地域の業者が参加することはなかなかできない状態です。そうしたら、そこへ向けて、南部地域以外の仕事が減っていく。そして今と同じようなやり方をされていたのでは、とてもではないけれど、前向きに行くことはないのです。言いたいのは、例えば減点方式とか、いろいろな方法を考えて、そんな請負があるならば、こういうぐあいにするとか。そ

れで聞くけれど、先ほど他に1県だけ公表していると言われたが、半数ぐらい公表している、それと同様であるのならわかりますが、なぜ1県だけと同じにするのか。過去5年間の受注実績の資料がほしいわけではないのです。次の2月議会の建設委員会までに、何かの方向性、奈良県の建設業界を思ってくれる話に進まなければいけないし、またいい機会に勉強会を言いますから。きょう資料を持ってきておられて、ここへ出せとは言いませんけれど。出しても、だれがいくら取ってるなど、そんなことを聞きたくないわけです。そういうことで委員長、まとめてください。

○田中委員長 そうしたら、次回の委員会までに部内でもご議論願うことをお話しさせていただきます。

○秋本委員 通告をしておりませんので、答弁は結構です。

まず、土木部等々には、五條市、吉野郡十津川村等々へ台風12号が残した大きなつめ跡に際してご努力をいただいております。本当に早い復旧・復興を目指して、また皆さん方が安心・安全に生活できることを我々の目途として努力をいただいております。本当にこの場をお借りいたしまして、土木部の皆さん方をはじめ、土木事務所、そして国土交通省の皆さん方に心から感謝を申し上げておきたいと思っておりますし、また大庭土木部長からも国土交通省の皆さんにもよろしくお伝えいただけたらありがたいと思っております。

仮設住宅について、あの状況の中で、五條市大塔町や十津川村、天川村、野迫川村にも、素早く対応してくれました。今後、起こり得るおそれがあることを聞いて、五條市当局とも話はさせていただいておりますけれども、いろんな事件、事故があつて、大きな心の傷が残っておる。夜になれば、不安を抱いている方々がたくさんおられることなのです。そういう方々が、夜になったらどうしよう、しんどくなったらどうしよう、どこへ行こう、どこの医者へ行こう。不安が病を引き起こすわけですから。病だけであつたらいいのですけれども。それが命をなくす結果に相なつては困ると思っておりますので、そのような状態が発生しないような対応策を考えていただけたらありがたいので、そのことをひとつお願いをしたいと思います。

五條市内で、何年も前からトンネルを要望している箇所があります。そのトンネル場所においては、落石等々があつて大変危険であるし、山が高いので、雪が降ったら路面が凍結して溶けないのです。黒いアスファルトの上に凍結したら、目に見てわからないわけです。そこでは、頻繁に事故等が発生していることも事実です。その点も踏まえて、台風12号災害の対応が必要であることはよくわかっています。しかし、地域住民の命を守らな

ければならないのに、命をなくすような事故が発生したときに、管理責任者はだれかと、こんなばかげた質問を理事者にしなくて良いように、道路整備の対応を早急をお願いしたいと思います。以上答弁は結構です。

○田中委員長 ほかにご質問ありませんか。

なければ、まことに恐縮ですが、質問させていただきたいのですが、よろしいですか。

○奥山副委員長 それでは、田中委員長どうぞ。

○田中委員長 当委員会の所管というか、総務警察委員会で議題となる課題でございますけれども、行政機関の整理統合のお話がありました。その中で、土木事務所の中で、宇陀土木事務所だけがなくなって、出張所扱いとなる説明を受けましたけれども、東吉野村や御杖村から見ますと、新しい土木事務所に行くのに1時間はかかる状態になってしまうわけですが、これで本当にいいのかと思います。行政の担当者はそれでいいのかもしれないけれども、土木部として、また、広大な宇陀地域全体を統括する事務所が橿原市に行ってしまうと良いのか、どのようなご感想をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○清水土木部次長（企画管理室長） 委員長からご質問ございましたのですけれども、先月28日に新聞発表されまして、宇陀土木事務所を、中部地域の農林部、総務部の県税事務所、そして土木事務所の宇陀土木事務所が旧耳成高校跡地に再配置されることになりました。宇陀土木事務所につきましては、建築後約40年経過しており、耐震性についても問題があります。

それで、奈良県全体の中での構想ということで検討されてきました。土木部としましては、災害時の緊急対策対応が重要と考えております。また道路の管理面につきましても、範囲が広がりますし、早急に対応をできるようにしたいということは申し入れをしてきたわけでございます。今後、対応できるような拠点をどこかに設置していただいて、そこに職員を配置して対応できるようにしたいと思っております。以上でございます。

○田中委員長 耐震性が一番最大のネックであるというのなら、耐震性を確保することで解決するはずでありますし、あれだけの地域を管轄する事務所がなくなることについては、合併して、全町あげて応援してやろうという話もありましたし、土木部には関係がないのですけれども、警察署も再編して、桜井市へ行くという話もあり、宇陀地域の人たちは、県庁は一体何を考えているのかという反応の仕方があります。土木部もそれに賛同して、宇陀のあり方について、どうでもいいというお考えは感心できない。宇陀土木事務所は残

されるべきだと考えておりますので、こんなことばかり言うのも申しわけないですから、強く主張させていただいて、私の質問を終わります。

○奥山副委員長 答弁はいいですか、要望で。

○田中委員長 はい。

ほかになれば、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をなされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっています。

日本共産党は反対討論をされますか。

○太田委員 はい。

○田中委員長 それでは、議第59号中当委員会所管分及び議第76号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いいたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。それでは、そのようにさせていただきます。

本日はこれをもって委員会を終わります。どうもありがとうございました。